

No	要望等事項	対象部局等	回答	前回 No	資料	番号
1	国や県からの通達ではどのような場合が「自宅療養」となるのか。市は国や県からの通達に従って対応しているのか。第5波の経験を踏まえて第6波への対応を確認したい。	健康部	県は「神奈川モデル」として、医療機関の逼迫状況を考慮したうえで入院基準を設けています。本市はこの基準にのっとり、入院とするか、自宅・宿泊療養とするかの判断をしています。	新	②	205